

別表六の二(二)

「連結事業年度における外国税額の控除に関する明細書」(平成28年4月1日以後開始連結事業年度等分)

1 この明細書の用途

この明細書は、平成28年4月1日以後に開始する連結事業年度において、法第81条の15(連結事業年度における外国税額の控除)又は措置法第68条の91(特定外国子会社等に係る外国税額の控除)若しくは措置法第68条の93の3(特定外国法人に係る外国税額の控除)の規定の適用を受ける場合及び地方法第12条第2項(外国税額の控除)の規定の適用を受ける場合に使用します。

なお、平成28年4月1日前に開始した連結事業年度にあつては、この明細書ではなく、別表六の二(二の二)を使用してください。

2 記載の手順

この明細書を記載する場合には、その記載に先立って連結法人ごとに別表六(二)付表一及び別表六の二(二)付表の記載をする必要があります。

3 添付書類

この明細書には、個別控除対象外国法人税額の計算に関する明細を記載した書類その他規則第37条の6第1項各号(外国税額控除を受けるための書類)で定める書類又は租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第10条(みなし外国税額の控除の申告手続等)に定めるみなし外国税額控除の適用を受けることができる旨を証する書類を添付します。

この場合、規則第37条の6第1項第8号で定める書類の添付に当たっては、できるだけ次の法人に係るものはそれぞれ次によることとしてください。

- (1) 連結親法人……連結確定申告書に添付する当該連結親法人の個別帰属額に関する書類に添付します。
- (2) 連結子法人……当該連結子法人が所在地の税務署長に提出する個別帰属額等の届出書に添付します。

なお、連結確定申告書のこの明細書の下部余白には、これらの書類を個別帰属額等の届出書に添付した旨を記載してください。

4 各欄の記載要領

(1) 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「連結所得金額又は連結欠損金額（別表四の二「55の①」）2」	当期において法第81条の3第1項（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）（法第64条の4第1項から第3項まで（公益法人等が普通法人に移行する場合の所得の金額の計算）の規定により法第81条の3第1項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合に限り、）又は措置法第68条の62の2第1項及び第5項（対外船舶運航事業を営む連結法人の日本船舶による収入金額の課税の特例）の規定により益金の額又は損金の額に算入される金額がある場合には、これらの規定を適用しないで計算した連結所得金額又は連結欠損金額を記載します。	

(2) 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「課税標準法人税額17」	「当期の連結法人税額1」の金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。	

5 根拠条文

法81の15、令155の27～155の35、規則37の5～37の7、措置法68の91、68の93の3、措置法令39の118、39の120の7、地方法12②、地方令3